

平成27年太宰府市議会第4回(12月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成27年12月7日(月)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成27年太宰府市議会第4回定例会 総務文教常任委員会〕

平成27年12月7日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第61号 太宰府市行政手続き条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第62号 太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第63号 太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第64号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第65号 太宰府市市税条例等の一部を改正する条例について
日程第6 議案第66号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
日程第7 議案第74号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	長谷川公成	議員
委員	神武綾	議員	委員	徳永洋介	議員
〃	有吉重幸	議員	〃	森田正嗣	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	濱本泰裕	教育部長	堀田徹
市民福祉部長	中島俊二	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口信行
議会事務局長	今泉憲治	経営企画課長	山浦剛志
総務課長	石田宏二	防災安全課長	齋藤実貴男
文書情報課長	百田繁俊	税務課長	吉開恭一
管財課長	寺崎嘉典	社会教育課長	井上均
納税課長	伊藤剛	文化財課長	菊武良一
中央公民館長 兼市民図書館長	木村幸代志	監査委員事務局長	渡辺美知子
学校教育課長	森木清二		

会 計 課 長 緒 方 扶 美

議 事 課 長 花 田 善 祐

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 山 浦 百 合 子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第61号 太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第1、議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田 宏二） 議案第61号「太宰府市行政手続条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は5ページ、6ページ、条例改正新旧対照表では1ページをお開きください。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、行政手続法が改正されたことに伴い、条文の文言を整理、修正するものでございます。

改正行政不服審査法においては、不服審査構造の見直しがなされておりまして、不服審査申立ての種類を原則として、審査請求に一元化をされました。

また、例外として、個別法の特別の定めにより、再調査の請求が認められました。

よって、新旧対照表の1ページのように文言の整理修正を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

再調査請求と言うことで、異議申し立てが成り変わったという話になっておりますけれども、私しばらく法律関係はずれておりましたので、出された案件をみて、初めて再調査請求に変わったんだというふうに理解をしているんですけども、異議申し立てと再調査請求というのは、内容的には全く同一と考えてよろしいのでしょうか、それとも幾ばくか違いがありますでしょうか。お教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田 宏二） 再調査の請求でございますが、これ今回改正後につきましては、本来は審査請求に1本化をされたということで、今までは異議申し立てと審査請求の2本立てでござい

ました。それが審査請求に1本化されたんですけども、個別法に基づく特別の定めによりまして3か月以内に処分庁に対しまして再調査の請求、再度調査をしてくださいという請求ができるようになっております。これはどちらか、再調査の請求をされてもいいし、いきなり審査請求をされてもいい、その選択制でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ちょっと私から。

いわゆる情報公開と個人情報保護の条例に関しても審査会があると思うんだけど、そういうところにこれに関して諮問を求めたり議論してそれを受けて判断されたとか、そういったことはあるんですかね。

総務課長。

○総務課長（石田 宏二） 情報公開条例は別建てと言いますか、こちらにつきましては、今回不服申し立て構造の見直しとともに、審議採決の公正性の向上ということで今までは現処分に関与していた審査庁の職員が審議手続きを行うということもあり得ました。来年の4月からは現処分に関与していない審査庁の職員が審議手続きを行う審理員制度というものが導入されます。来年の3月議会の方にまた上程を出そうと思っておりますけれどもその中で、いったん審理員、第三者の立場から審査庁の採決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会というものを設立しなければいけないという形になっておりまして、その中で諮問手続きを導入するというので、これにつきましては3月の議会の方で改めて上程させていただこうかと思っております。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今おっしゃったことで少し思い出したことがありましたけれども、異議申し立てと言うのは現処分庁がもう一度いわゆる処分の不服について審査をするというのは今までの建前でございましたけれども、その構造は変わってないということですね。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田 宏二） はい、変わっていません。

○委員長（門田直樹委員） 他に質疑はありませんでしょうか。

文書情報課長。

○文書情報課長（百田繁俊） 先ほど話題になりました情報公開についての異議申し立てについて、補足をさせていただきたいと思っております。改正後の行政不服審査法におきましては、審理員による審理が一般的ということになりますが、特に条例の規定を設けますならば、それから外れたような運用も可能であるということになっております。

それで、次回の3月議会に上程の予定でございますが、情報公開条例及び個人情報保護条例を改正いたしまして、情報公開個人情報保護に関する今回の不服申し立てにつきましては、情報公

開個人情報保護審査会の諮問を受け、その答申を終えたのちに決定をすると、現行条例通りの運用を継続するというような内容での改正を予定しておりますことを付け加えさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） はい、よろしいですか。そういう風な諮問があったところもあるみたいですからね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時7分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第62号「太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第62号「太宰府市固定資産評価資産委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第62号太宰府市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は7ページ8ページ、条例改正新旧対照表では2ページでございます。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の全部が改正されたこと及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、地方税法が改正されたことに伴い、条文の文言を修正するものでございます。

よって、新旧対照表の2ページのように「とき」を「場合」に、「ときは」を「場合には」に、「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令第4条第3項」に文言の修正を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。一応3点ほどなんですけれども、いわゆる審査申出書について、従来、住所、いわゆる居住者しか審査申出人と認められていなかったと、これについて居所者を審査申出人の適格性があると思うと認めるというのがあるんだらうと思います。そこで、まず居所人と言いますか、そこに現在住む人にも申し立て人の資格を認めたということはどういったことなんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 住所と居所の違いでございますけれども、住所につきましては、文字通り住んでいるところ、言えば普通は住民票があるところ、生活の本拠となる場所でございます。居所につきましては、今いるところということで、生活の本拠地とは言えないものの、現在身を置いている場所と言うことでございまして、例えば長期入院中の病院でありますとか、ダム工事とかで作業員が一定期間が寝泊まりする飯場と言いますか、そういうところも居所と言う形になりますのでそういったところでも審査申出ができるというようなところで改正がなされているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。次にここで言いますと改正案の第4条の第3項、後半の方に行政不服審査法施行令第4条第3項に規定する書面を添付しなければならないということですが、その書面の性格と言うのは当該申請人の同一性を証明するような書面と言う趣旨だらうと思うんですが、間違いはございませんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 今まで行政不服審査法の中で書面の様式を定めていったのが、今度は審査法から外れまして施行令の方に落とされたというような形でございます。一定の様式でございます。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そこで加えちゃうんですけれども先ほどの居所の話ですけれども、居所の証明資料って言いますか、そういったものはどういったものを予定してるんでしょうか。それがちょっと気になったところです。住所の場合は住民票とか色々な形の証明書があると思うんですが、居所証明ということになるとこれはどういった形のもので推測されているものかと思いました。よろしくお願ひします。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 今、具体的にお答えする答えを持っていないんですけれども、例えば病院とかでありましたら、その病院に照会をかけるとか、先ほど言いましたダム工事とかで寝泊まりしてあるということであれば、その法人等に照会をかけるとか、そういうことしかかなりえ



ないのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。  
（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。  
従って、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
（可決 賛成5名 反対0名 午前10時13分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第63号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例について」

○委員長（門田直樹委員） 次に議案第63号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
執行部からの説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第63号「太宰府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は9ページ10ページ、条例改正新旧対照表では3ページとなっております。

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、地方公務員法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

よって、新旧対照表の3ページのように第3条において、職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を追加し、第5条第1項第2号の「不服申立て」を「審査請求」に文言の修正を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。改正法の方で第3条第2号として、職員の人事評価の

状況というものが加えられました。このことにつきましては、当然国の方から降りてきている授權法に基づいてそれを挿入されたと思いますけれども、これは本来人事評価の状況と言うものをここにあげるといふ理由というの、どういう挿入理由があったのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） これは先ほどの改正に基づきまして平成28年4月1日から職員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底のために人事評価制度を導入、施行することが義務付けられております。それに伴いまして、ここに人事行政の運営等の状況の公表の中にも入れなければならないということでもあります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 今現在やっているのは勤務評定に近いような形ですか。人事評価制度は実施、まだ検討の段階でいつ頃から実施される予定なのか、お聞きします。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 人事評価については何年か前までは試行をやっており、いったんその試行が止まっておりましたけれども、先ほど申し上げましたように、来年の4月1日からはこれはもう義務付けをされておりますので、近々のうちに今現在人事評価について、人事評価制度検討委員会というものを再開いたしまして、今年度中にこの人事評価制度を確定していきたいという風に考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 今人事評価のお話ですけれども、条例の指摘に基づいて、これを公のものとしてきちんと出すということになりますと、当然それに基づいた評価というのが行われているかどうかと言うことの示唆が入ってくるかと思えますけれども、当然そういうものは射程距離に入ったような形で設けられるということでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 当然昇任でありますとか、昇格また、昇給等の処遇範囲にも人事評価を使ってそれを反映していかなければならないというふうな形になっておりますので、一番最初から充実した人事評価制度が確立できるかどうかは不明確でございますけれども、導入をしてどんどん~~ら~~アップしていくというような形で進めていきたいというふうに考えおるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 第9号の職員の退職管理の状況と言う点についてお尋ねいたします。

この職員の退職管理の状況と言うのは、抽象的なので具体的にちょっとどういったことをいわゆる条例は要求しているのか、それに見合っただういったものを用意されるつもりであるのかお教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 職員の退職管理と言うことでございますけれども、職員が離職した後に営利企業等に再就職した元職員は離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業または公法人と在職していた地方公共団体の間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をすることがないように要求又は依頼すること、いわゆる働きがけですね、が禁止をされます。在職中のポストや職務内容により規制されるはたらきがけの対象範囲や規制される期間は、国の場合ですが、変わりますけれども、実際退職管理の適正確保に必要と認められる措置がどのようなものが考えられるかという点、先ほど申しました再就職条件の公表するとか、職員が他の職員または元職員の再就職を斡旋することを制限するとか、職員が在職中に自らの職務と利害関係のある企業等に求職活動をするを制限するとか、そのようなことが考えられるということでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成） 職員の人事評価の状況は、2日目の本会議の時に確か上議員が質疑してたんですけど、検討委員会が設置されるということで、総務部長をはじめ市長が任命した委員と言うことで何名の委員さんの予定ですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 10名で構成する予定でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（長谷川公成） はい、わかりました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

営利企業に再就職したってこの前の質疑も今のご説明でもありましたけれども、営利企業等に口利きでしょうね、禁ずるようなあれでしょうけれども、ここに限った理由と言うか、営利企業じゃなくても、例えば、色々考えられると思うんですよ、NPO等もね、あるいは議員もそうであろうと思うんですよ、そういった口利きも同様に監視するべきかなと思うんですけど、その辺の検討はされましたか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） これ営利企業となっているのが、いわゆる契約等事務ですね、再就職者が在籍している営利企業またはその公法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約とかに携わってというのがやっぱり適当じゃないというようなところからこういったものができたということでございます。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。採決を行います。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

従って、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時18分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第64号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第4、議案第64号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(石田宏二) 議案第64号太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は11ページ12ページ、条例改正新旧対照表は4ページでございます。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い、条文の文言を修正するものでございます。

よって、新旧対照表の4ページのように「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条」に文言の修正を行うものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森田委員。

○委員(森田正嗣委員) 現行法が昭和37年法律第160号第14条、45条と言うことで、実は平成26年に出来ました新法第18条との比較をしてみました。そうしますと、旧法によりますと、14条ただし書きに、「天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるとき」という理由づけになっております。これに対して、新法第18条第1項は、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、期間経過後の審査を認めるという話になっております。まずそこが、なぜいわゆる天災その他いわゆる非常に限定的な救済場面を設定

したのに対して、新法は正当な理由があるときはというふうに広げているようではけれどもこの理由、それからいわゆる旧法審査請求の場合は事実を知ったところから翌日から起算して60日以内と言うことになってはいますけれども、新法では知った日から3月、つまり90日という文言が書いてございます。これを広げた理由ですね。それで、旧法14条では、天災その他の事変が終了した日から1週間以内に審査請求することと言う限定になっておりますけれども、18条ではその文言が見当たりません。とすると、その方は結局どういった手続あるいは規制のもとに審査請求をすることになるのかということで、そのあたりの説明をしていただくとありがたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 今の森田委員のご質問は行政不服審査法そのものの改正の内容ですよね。そこら辺に至るとちょっと私どもでは回答するすべがないというか。

○委員長（門田直樹委員） そうですよ。今言われた通りで概要を参考までに聞くというのはいいかもしれん、答えられる範囲でですね。今の疑問点を。でも詳細にわたってその法の新旧の違いとか改正の趣旨とかをここで求めるのはどうかと思うので。そこは自分で勉強されてください。よろしいですか。  
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前10時22分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第65号「太宰府市市税条例等の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第65号「太宰府市市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの説明を求めます。

納税課長。

○納税課長（伊藤 剛） 議案第65号、太宰府市市税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書につきましては13ページから18ページ、条例改正新旧対照表は5ページから13ページまででございます。

最初に納税課所管分の第8条から第12条までの改正案について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年度の税制改正において、地方税法総則に定める猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、地方税法に、申請に基づく換価の猶予制度が新設されたことと、これに合わせて徴収の猶予、換価の猶予にかかる納付、又は納入の方法や申請の期間などの一定の事項を条例で定めることとされましたので、条例に規定するものでございます。

それでは条文ごとにご説明申し上げます。

第8条、第9条につきましては、納税者等が災害を受けたこと、病気又は負傷、事業の休業等事由によって徴収金を一時に納付し、又は納入することができないときに、申請に基づき徴収を猶予する場合の、納付又は納入の方法、猶予期間の延長、申請手続き等を規定するものです。

第10条につきましては、滞納者の財産の換価を直ちに行うことによって、その事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある場合または猶予することが徴収上有利である場合において、徴収金の納付または納入について誠実な意思を有すると認められるときに、職権で滞納処分による財産の換価を猶予することができます。その場合の納付又は納入の方法、手続き等を規定するものです。

第11条につきましては、徴収金を一時に納付し、又は納入することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあると認められる場合において、徴収金の納付または納入について誠実な意思を有すると認められるときに、申請に基づき滞納処分による財産の換価を猶予することができます。その場合の納付又は納入の方法、申請手続き等を規定するものです。

第12条につきましては徴収の猶予、換価の猶予をする場合の、猶予に係る金額に相当する担保を徴することを規定するものです。

条例案の第8条から第12条までは平成28年4月1日から施行いたします。

以上で納税課所管分の説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） おはようございます。

それでは引き続き、議案第65号の税務課所管分について、ご説明申し上げます。

議案書は18ページの方を、条例改正新旧対照表は10ページの方をお願いいたします。

説明のほうは新旧対照表の方でさせていただきます。

新旧対照表10ページ上段の方でございます第18条の2の改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴う字句の修正を行なうものでございます。同じく10ページ中段の、第56条の改正は独立行政法人の統合に伴う名称変更に伴う文言の修正を行うものでございます。

次に、11ページから13ページまでの、第2条の方の改正でございますが、平成26年度の条例

改正の中で、現在、未施行になっております部分について改正するものでございます。内容につきましては、社会保障・税番号制度の実施に伴いまして地方税法施行規則の一部が改正されまして、申告書等の様式に提出者の個人番号又は法人番号を記載することとされましたことに伴う改正でございます。

次に、議案書の18ページの方をお願いします。下から3行目になりますが、附則の部分をお願いいたします。

今回提案しております条例のうち、第1条は現在施行済みの規定でございますが、こちらの方の改正は平成28年4月1日からでございます。それから第2条の規定は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 本当は窓口でお尋ねすることかもしれません。私、徴収金についてはちょっと知らないものですから、お教えてください。

例えば、改正法第8条の方のところの文言なんですけれども、いわゆる納入と納付という文言がございます。この点について教えていただければありがたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 納税課長。

○納税課長（伊藤剛） こちらは、納付につきましては、個人または法人に課せられた徴収金を自ら金融機関を通じて納めることになっております。納入につきましては、個人又は法人に課せられた徴収金を、その雇用主等である特別徴収義務者が支払う給与などから天引き等により徴収し、それを金融機関等を通じて納めることを言います。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） ご説明の中で誠実な意思をもったものというのが2回ほど出てきたと思うのですが、意地悪な質問かもしれませんけど、誠実な意思を持ったものというのは具体的にどういった方を言うのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 納税課長。

○納税課長（伊藤剛） 税金の納税についての考え方になりますが、徴収金を優先的に納付する意思を有している方のことを言います。具体的には、従来において期限内に納付していたことや過去に徴収猶予、換価の猶予を受けた分割納付を履行し、早期完納に向けて経費の節約や借り入れ返済額の減額など資金調達等の努力を適切にされている方のことを申します。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

神武委員。

○委員(神武綾委員) この条例改正につきましては、マイナンバー制度についての改正が含まれております。日本共産党といたしましては、反対の立場をとっておりますのでこの条例の改正については反対とすることにさせていただきたいと思っております。

○委員長(門田直樹委員) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論は終わります。

採決を行います。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 大多数挙手です。

従って、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成4名 反対1名 午前10時30分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」**

○委員長(門田直樹委員) 次に日程第6、議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(山浦剛志) 議案第66号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は19ページから26ページとなっております。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法では個人番号を含む個人情報はすべて特定個人情報と定義されております。本条例はこの特定個人情報を利用して事務を遂行するためには番号法第9条第2項に基づきまして、特定個人情報を利用する事務と利用する特定個人情報の範囲を明記した条例が必要となることから制定するものでございます。

第1条では条例の趣旨、第2条では本条例内の用語について番号法第2条を引用して定義づけ



をしております。第3条では、市の責務として個人番号の利用や特定個人情報の提供に関し、市の責務をうたっております。次の第4条では、本市で個人情報を利用して現在も行っている事務をそのまま引き続き行えるようにするために設けている条項でございます。第1項と第2項は番号法第9条第2項に基づきまして、個人番号が利用できる事務の範囲を明記するために設けているもので市が現在行っている事務のうち番号法別表第2に掲げられた事務、これは他の団体から個人情報の提供を受けて実施する事務でございますが、それ以外の事務の一覧を別表第1、第2に記載をしております。別表1につきましては、具体的な事務を記載し別表2につきましてはそれぞれの事務を遂行する上で、自らが保有する特定個人情報の中のどの部分を利用するのかを明記しております。第3項は番号法の別表第2に掲げた事務について自らが保有する特定個人情報の利用が可能となるように明記しております。第4項は国民の利便性の向上と言うマイナンバー制度導入の目的の一つとも言えるもので、他の条例規則で特定個人情報と同じ内容の情報を記載した書類の提出が義務付けられている場合には提出があったものとみなすという、いわゆるみなし規定でございます。

第5条につきましては、市と教育委員会がそれぞれ事務の遂行のために互いに持つ特定個人情報を照会しまた提供できるようにするために設けているものでございます。こちらにつきましても先ほどの第4条と同様に市、教育委員会それぞれが事務を遂行する上で照会できる事務と提供できる特定個人情報の範囲を別表3に記載しております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 別表の話なんですけれども、第4条にいわゆる別表第1に掲げる事務、別表第2に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務とあります。ちょっとお聞きしたいのが、法別表第2の第2欄というのはここには今出されてないですね。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） はい、この分につきましては、番号法の別表第2の分でございます、番号法の別表第2といいますのは情報連携に関しての事務について記載をしております。実際にその分を自治体が活用するというのは法の中にはございませんので、その分を市町村の事務としてしっかりこの条例の中でその分も市町村の事務としてやりますよということ明記するためにここであえていれさせていただいております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） すみません、内容ではないんですけれども、マスコミ等で個人番号の配布で色々ニュースに流れていますけれども、太宰府市の状況がわかれば教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 太宰府市の現在の状況ですけれども、基本的に2回郵便局の方配布をして回るということなんですけれども、初回配布は一通りまず終わったということで今のところ戻ってきているのが先週の金曜日までの分なんですけれども、1,722通受け取られなかったということで市の方に戻ってきておるということで%で言いますと5.62%でございます。で、これから順次戻ってくる分があるんじゃないかと思しますので、当然今よりもまた増えてくるんじゃないかということでございます。今後につきましてはまたできるだけ多くの方にしっかりお手元にお届けをしたいというのがございますので、例えば今回のものにつきましては、転送とかがまずできませんので、郵便局に転送届を出してある方、ひょっとしたらそれで来るはずだと思っていられる方多いと思しますので、例えば市民課のほうでは通常のはがきで、こういうふうにして戻ってきていますので該当する方はこちらの方にはがきを持って市民課の窓口の方に来てくださいというふうな形で。そのはがきは転送はできますので、本人のところに届くと思しますので、そういうふうな対策等も取りながら少しずつ戻ってくる分を減らして、戻ってきた分をお渡しするようにしていきたいなと思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございせんか。

有吉委員。

○委員（有吉重幸） 只今の補足ですけど、一般市民からお聞きしたんですけど、マイナンバーの郵便が勝手にポストに入ったと。サインしたという記憶が家族もないと。こういった場合は、不正はないかもしれませんが、どこの方に申し出したらよいんですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 基本的に書留でお送りしているはずですので、郵便局。ポストの中にぽいっと入れられることの方がむしろおかしい話じゃないかなと思います。

○委員長（門田直樹委員） 有吉委員。

○委員（有吉重幸） ということは、もしそういうことがあった場合はその担当の郵便局の方に申しですという話ですか。わかりました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他に。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 今有吉委員が言われたのと同じですけど、私の知人の方もサインはしてないけれどもポストに入っていたというような話がありました。

別にですけれども、行政手続について市民の方が、個人番号を記載せずに書類を書く場合、記載をしなくてもよろしいですよという指導はされるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） もう一度お願いします。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） 書類を申請するとき、個人番号を書き込まないといけない……

○経営企画課長（山浦剛志） はい。カードを申し込むときっていうことですか。

○委員（神武綾委員） じゃなくて、窓口等で手続きをするときに。その時には書かなくてもよいと

いう指導はされるのでしょうか。

○経営企画課長（山浦剛志） 具体的な、窓口でどういうふうな形でというふうなところまではちょっと私どもも細かいところまでは把握はしておりませんが、そういう強制というのはないと思っております。ちなみに住民票とかを転入転出される、あるいは転居とかには番号を書くということはないということで聞いております。その他の手続きについてはちょっと私どもの方では今この場ではわかりません。もうしわけございません。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他ございませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 要望なんですけれども、数件問い合わせがあつてまずどうしたらいいかわからないというのがあるので、広報等での周知を徹底していただきたいというのがまず1点で、やっぱり非常に個人番号が特定されるということで慎重な取り扱いと後管理、そういうのもしっかりやっていただきたいと。最後にすでにちょこちょこおきていますけれども詐欺等の被害が出ていますので、そういうのも市民の皆さんに対して周知徹底していただきたいと、そのように要望して、質疑じゃないので、要望をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 回答はよろしいですか。他にございませんか。

すみません、私から1点。ちょっと窓口で聞いたことがあるんですが、F-Secureの件ですね、セキュリティに関する問題で一応特定個人情報と言うのは、従前よりもより厳格な、厳密な管理が求められるということで、こういうふうな法律あるいは条例等で、いわゆる事務的な人為的な庁内でそういうことがないようなことはできると、かなり阻止できると思うのですよね。ところが肝心の全部やっているのはこのいわゆるコンピューターでやっているわけですたいね、ネット上等で。LGとか、あるいは庁内LANとか、あるいは以前聞いた時には福岡地区ですか、ちょっと具体的にそこは聞きたいんですが、4市1町なのかいくつかまとまって管理されるということを聞いています。そこで聞きたいのは4市1町なのかどれくらいの自治体なのかというのと、このセキュリティに関してさっき名前を出したF-Secureというのは、不祥事を起こしているわけですよね、11月の頭だったと思うし、報道もされていますし。ネットでも非常に問題になっているんですけども。その社員が直接こういうふうな情報を漏らしてネット上に公開して政治的な利用をしているわけですよね。で、そういった外国の日本法人ではあるけれども、それに対応する会社の対応も非常によろしくなかったということがあつてます。そこで、この会社と言うのは自治体のセキュリティを専門にあちこちやっているんですよね。かなり手広くやっているみたいで、本市の担当もここに入ってくるのか来ないのか、別にどこが入つとうとかじゃなくて、これが入ってるんだったらやはりどうなのかっていうことをもう少し聞かないかんのだけど、その辺は答えられますか。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほどのF-Secureの件につきましては、太宰府市関連ではその業者は利用していないということで確認はしております。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 先ほど議案第65号の時にも申し上げましたが、マイナンバー制度についての内容ですので反対の立場です。情報漏えいとか懸念されていることは行政の方々も重々承知だと思えますけれども、やはり個人情報が出ていく、そしてこれからどれだけの情報の中に入っていくかということ自体もまだ明らかになっていない部分もありますので、この点からも反対とさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 大多数挙手です。

従って、議案第66号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成4名 反対1名 午前10時41分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第7、議案第74号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。

また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書16、17ページをお開きください。

1款1項1目議会運営費について、説明をお願いします。

議事課長。

○議事課長（花田善祐） 1款1項1目議会運営費についてご説明いたします。

まず、9節の議員費用弁償 7万2,000円の増額ですが、今期の議会におきまして、特別委員会が4委員会設置され、開催されておりますこと、また臨時議会も通年よりも多く開催されておりますことから、議員の費用弁償が不足いたしますので、増額をお願いするものであります。

次に、12節の動画共有サービス加入料3万円の増額ですが、これまで議会のライブ中継をUstreamというサービスを使って、無料でインターネット配信しておりました。無料でございますので、中継中に広告が入りまして、市民の方から「見にくい、聞きにくい」とのご指摘をいただきましたことから、有料のコースに変更するための費用を計上しております。時期につきましては3月議会、1ヶ月分の3万円の計上でございます。

なお、既に9月議会において試行しましたところ、市民からの苦情もなくなりましたことから、今定例会12月議会におきましては予算流用で対応させていただき、3月議会につきましては、この補正予算において対応をさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ2款3項2目、賦課徴収費、賦課事務費について、説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 2款3項2目賦課徴収費の23節償還金、利子及び割引料の補正額500万円についてご説明申し上げます。

内容は、過誤納金還付金の不足見込み額についての補正でございます。

過誤納金還付金につきましては、当初予算で2,000万円を計上しておりましたが、8月末まで当初予算をほぼ使い切りましたため、9月から12月までの執行見込額350万円を、急遽予備費から充用して対応しているところでございます。

今回の補正予算は、1月から3月までの執行見込額を追加計上させていただきたく、ご提案いたします次第でございます。

不足の理由でございますが、平成25年度の税制改正によりまして、上場株式の譲渡所得及び配当に係る軽減税率の特例が平成26年から廃止されたことが主な理由でございます。

これによりまして、売買益及び配当金に対して源泉徴収されます住民税の税収が増加いたしました。一方、確定申告等により還付される金額も増加し、過誤納金還付金の歳出ベースを押し上げることとなりました。軽減税率廃止前と比較いたしまして600万円程度還付金額が増加しておりまして、2,000万円の予算内には収まらなくなっている状況でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款3項2目、賦課徴収費、徴収事務費及び関連する歳入の補正項目について、あわせて説明をお願いします。

納税課長。

○納税課長（伊藤剛） 2款3項2目細目331徴収事務費、12節役務費、徴収関係手数料69万円の増額補正につきまして、ご説明申し上げます。

平成26年11月20日に差押処分をした不動産の所有者が現在行方不明で、市県民税、及び国民健康保険税の滞納分について納付が見込めないことから、今年度中に差押不動産を公売し、換価代金を滞納税等に充当することとしました。

不動産の公売につきましては、ヤフー株式会社のインターネット公売を利用して入札方式により実施を予定しています。利用にあたりインターネット公売手数料として、落札価格の3%の支払いが必要となりますので、不足する徴収関係手数料69万円の補正をお願いするものでございます。

関連がございますので歳入予算につきまして、あわせてご説明申し上げます。

12 ページ、13 ページをご覧ください。

20款諸収入4項雑入1目雑入、1節雑入、総務費雑入69万円についてご説明申し上げます。

さきほど歳出予算でご説明申し上げました、公売に要する費用につきましては滞納処分費として換価代金から配当し充当することとされていますので、徴収関係手数料と同額の69万円を計上させていただくものです。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありますか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 公売にかけるときの告知方法ですけど、今回インターネットっておっしゃいましたけれども、ほかに方法がいくつかあるんでしょうか、教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 納税課長。

○納税課長（伊藤剛） こちらは市の方が独自に会場を設けて公売を実施するとか、近年やっておりましたが、旧筑紫郡と県とが一緒になって合同公売という形でこういった差押えの動産とか、不動産の公売を行っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款5項1目、選挙管理委員会費及び関連する歳入の補正項目についてあわせて説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） それでは、2款総務費5項選挙費1目選挙管理委員会費990選挙管理委員会関係費 361万5,000円の補正予算についてご説明いたします。

13節委託料、電算委託料の 361万5,000円でございますが、これは、選挙権年齢が18歳以上となる法改正がなされたことに伴う選挙人名簿システムの改修委託料を計上させていただくものでございます。

また、これに伴いまして、歳入も関連がございますので、あわせて、ご説明申し上げます。

補正予算書の10ページ、11ページをご覧ください。

14款2項1目の3節選挙費補助金でございますが、これは先ほどの電算委託料の361万5,000円の2分の1であります180万7,000円を計上させていただくものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

18、19ページをお開きください。2款5項7目、農業委員会委員一般選挙費について説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） それでは、2款5項7目農業委員会委員一般選挙費細目の990農業委員会委員一般選挙費13万3,000円の減額補正についてご説明いたします。

当初予算編成時におきましては、平成28年3月中旬に農業委員会委員一般選挙を予定いたしておりましたが、議案第68号において、条例の改正を上程いたしておりますように、農業委員会等に関する法律が改正をされまして、農業委員会の委員選出方法について、公選制が廃止されることとなったため、その選挙費用を減額いたすものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

26ページ、27ページをお開きください。10款1項2目、学校教育運営費について、説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款1項2目150学校教育運営費13節中学校給食意識調査委託料99万8,000円についてご説明いたします。

この委託料につきましては、現在、学校給食改善研究委員会で太宰府市の中学校給食を今後どのようにしていくか協議をさせていただいておりますが、児童、生徒、その保護者、教職員等にアンケートを取り、中学校給食に関する意識調査を行うという目的で実施するものです。

アンケート調査の集計、分析、報告書作成などが主な業務となります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） このアンケート調査については一般市民からのアンケートはとらないというふうに聞いたんですけれども、そういう方向でよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 一般市民につきましてはこのアンケート調査の対象には現在のところ入れてはおりません。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） 一般市民からの意見も納税者というところでは聞く必要があるかなと思いますけれども他に一般市民の方から意見を聞くような場所などの方法を考えてあるってことはありますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 現在のところ毎年別の部署ではございますけれども総務部の部署で市民向けのアンケート調査を毎年実施してありますのでできれば一般市民向けのアンケート調査で、全部ではございませんけれども、意識調査の中で実施して入れていきたいなと思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 10年ぐらい前ですかね、特別委員会、議会も作りましてアンケートもやってその結果今の選択式ということで進んだわけですけれども、今議会も特別委員会設けておりまして、そちらの方も行くのかちょっと私はよく知りませんが、その参考になるようにですね、今の選択式、ランチサービスを充実させるような方向も含めていろいろな状況が判断出来るようなものをお願いしたいと思います。要望です。

次に進みます。

同ページの10款2項1目、職員給与費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款2項1目001職員給与費2節一般職員給20万5,000円、3節職員手当等89万6,000円、4節共済組合負担金14万2,000円についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、地域手当の増と人事異動に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款2項1目小学校施設整備費について、説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 10款2項1目151小学校施設整備費15節工事請負費250万円についてご説明申し上げます。これは、太宰府南小学校特別支援学級改造工事の150万円と水城西小学校普通教室改造工事の100万円にあたります。

まず、太宰府南小学校についてご説明いたします。平成28年度は児童数増が予測され、通常学級は14室、特別支援学級は2室必要になります。通常学級の14室は現教室において確保できますが、特別支援学級につきましては、現在の特別支援学級の教室を2分割することとし、そのための改修工事費として150万円を補正するものです。

主な改修内容としましては、間仕切り設置、黒板、棚等の設置、空調工事、それと電気工事照明スイッチ系統入替等々になります。

次に、水城西小学校についてご説明いたします。この学校につきましても、平成28年度児童数増が予測され、通常学級は26室、特別支援学級は4室必要になり、その教室を確保するために、現在の図工室を通常学級に転用することとし、そのための改修工事費として100万円を補正するものです。

改修内容としましては、教室後部にランドセル用の棚等を設置するものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 太宰府南小学校の特別支援教室の分割ですけれども、これは子供が増えるので分割ということ。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 特別支援学級が今1クラスで知的障害の子どもさんが一人増ということで把握しております。知的障害と情緒障害のそれぞれのクラスにわけるという意味合いも含めて2人、2人という形で本来の分割すべき部分ということで今回改修工事を行うものです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） 元々の一つの部屋を人数が増えるまで半分にすると、子どもたちにとっては狭くなっているんじゃないかと思うんですけれどもそういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 元々特別支援学級の基準といいますと、1クラス8人までということになっておりまして、ただ必要面積等の特段基準がありませんので議員さん言われますように今までの広さから考えますとそういう感覚は発生するとも考えられますけれども、余裕教室

がギリギリということで今回このような分割をして対応をさせていただくということで済ませていただきます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） それと、水城西小学校の図工室を普通教室にということですが、図工室はつぶして普通教室にしても良いということですか。図工する時の特別な教室だと思うのですが、学習には支障ないということでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） この点に関しましても学校の先生と協議しておりまして、図工教室と設けておりますけれども普通教室で十分対応はできるということで基本的に学校のこういう形でされたらとの要望も含めまして今回図工教室を普通教室に転用させていただいているところです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） 水城西小学校は今後また子供たちが増えていくと思うんですけど、これからの増設とかそういう予定はありますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 今言われますように水城西小学校につきましては年々今のところクラス増えるような予測は立てております。ただ、佐野地区区画整理とかいろいろな要件が今後どういう展開になってくるかもわかりませんので今のところ普通教室増に対応しまして国分小学校と同じようなプレハブの対応を今後視野に入れながら考えていきたいと思っている次第です。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

どうでしょう。休憩いれます、一気に行きますか。

（「僕は一気がいいと思うけど」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 執行部は……。行きますか。

じゃあ、進めます。

同ページ、10款2項2目要・準要保護児童関係費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款2項2目150要・準要保護児童関係費20節扶助費、学用品費外434万5,000円についてご説明いたします。

扶助費につきましては、昨年度までは前年度就学援助受給者に対しましてお知らせと市広報への掲載案内のみ行っておりましたが、今年度からは全小中学校保護者あて紙による就学援助制度の案内を実施しております。その結果、小学校の申請者数が増加しており、今回補正予算をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

28ページ、29ページをお開きください。10款3項1目、中学校管理運営費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款3項1目150中学校管理運営費18節備品購入費、各科教材備品外56万7,000円についてご説明いたします。

この補正予算につきましては、中学校にある金庫の鍵が老朽化により壊れ、金庫として利用出来なくなったため、新たに購入するものでございます。学校には金庫で保管しなければならない学齢簿や現金等がありまして、今回補正予算をお願いするものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項4目図書館管理運営費及び関連する歳入の補正項目について、あわせて説明をお願いします。

中央公民館担当課長兼市民図書館長。

○中央公民館担当課長兼市民図書館長（木村幸代志） 10款4項4目細目130図書館管理運営費18備品購入費2万円及び関連します歳入予算12、13ページをご覧ください。17款1項3目の図書購入指定寄付2万円についてご説明させていただきます。これは、8月23日日曜日に中央公民館市民ホールを使われた団体、音楽関係の催しをされたんですが、その団体の方から会場を気持ちよく使わせていただいたお礼にということで、下の図書館の図書購入に充ててほしいということで、2万円の寄附をいただいたものでございます。歳入歳出それぞれに補正予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項5目中央公民館管理運営費について説明をお願いします。

中央公民館担当課長兼市民図書館長。

○中央公民館担当課長兼市民図書館長（木村幸代志） 10款4項5目130中央公民館管理運営費、臨時工事650万円についてご説明させていただきます。この工事は中央公民館事務室内に館自体の空調システムを管理、漏電等の異常感知、貯水槽の管理等を行っておる中央監視装置というものがあります。

この装置の方は開館時から使用しておりまして、約30年近く経ったことにより、経年劣化で異常をきたしておりまして、修繕が困難な状況になっております。この装置が破損しますと、先ほどの空調システム、漏電等の確認に支障が生じます。そういったことで今回補正予算で計上しまして承認いただきましたら、早急に取り替え工事を行いたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項7目、史跡地管理事業費について説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 続きまして、10款4項7目細目281史跡地管理事業費15節工事請負費40万円につきまして、ご説明申しあげます。

8月の台風15号の影響を受けまして、朱雀4丁目に所在します、市指定文化財「清明井のエノキ」の一部が倒壊いたしました。

これを受けまして、9月に樹木医に診断をお願いしまして、樹木を診断した結果、残りの幹や枝等を伐採する必要があるとの指導を受けたため、それを処理する費用としまして、お願いするものでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは私から1点。学校院跡のカイノキは2本折れておるんですが、あの件はどう進みますか。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 現在は根元の部分しか残っておらなくて、養生は上はしておるんですけども多分厳しい状況ではないかというふうには見ております。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。

次に進みます。

同ページ、12款1項1目、公債償還元金及び関連する歳入の補正項目についてあわせて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 12款1項1目23節、償還金、利子および割引料、細目330の公債費償

還元金についてご説明させていただきます。

平成26年度決算剰余金約5億5,000万円のうち、1億円を9月補正で減債基金に積み立てたところですが、今後の市債借入の状況なども勘案いたしまして、今回その1億円を上限として市債の一部繰り上げ償還をするために公債費償還元金の増額補正を行うものでございます。

関連する歳入といたしまして、補正予算書12、13ページをご覧ください。18款1項1目9節の減債基金繰入金、1億円をこの財源とすることとしております。

なお、この結果、平成27年度末の減債基金残高といたしましては、2億4,341万8,740円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書12、13ページをお開きください。18款1項1目、財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛士） 18款1項1目8節の財政調整資金繰入金6億9,728万5,000円について、ご説明申しあげます。

これにつきましては、今回の12月の補正の補正財源調整といたしまして、財政調整資金を充てるものでございます。

なお、平成27年度末の財政調整資金残高といたしましては、28億2,755万3,303円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書14、15ページをお開きください。

21款1項9目文教施設災害復旧事業債及び関連する項目について、あわせて説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 21款1項9目文教施設災害復旧事業債でございます。台風15号災害復旧関連による文教施設災害復旧事業債265万円3,000円のうち136万円3,000円は太宰府小学校の復旧関連工事に残りの分を水城西小学校の災害復旧工事の財源といたして充当いたします。

あわせて関連がございますので6ページをご覧ください。ご説明させていただきます。

6ページの第3表でございます。地方債の補正の追加をあげさせていただいております。起債の目的としましては現年発生単独災害復旧事業債、限度額440万円ということでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書5ページをお開きください。第2表債務負担行為補正に入ります。

第2表の最上段、ホームページシステム構築等関係費について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 補正予算書5ページ第2表債務負担行為補正のうち、一行目のホームページシステム構築等関係費についてご説明申し上げます。

こちらは、現在使用しております市ホームページのサーバーシステムが来年8月31日で契約が切れることから、新規システムを構築、運用するための費用として計上させていただいたものでございます。

今後の予定としましては、本年度中にプロポーザル方式で業者を決定し、現在のシステムの契約が切れるまでに新規システム構築を行う予定にしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） では、私から。いろんな意見からユーザーというかクライアントというか、見てる人からの、主に市民ですね、議会もそうであるし、要望とか意見とかどんな形で組み上げていくわけですかね。どうせ、庁内で審議されるんでしょうけど。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） これまで議会の中でも議員の皆様から色々ご要望等をいただいております。あと、市民の方からもメール等でも色々なこういことができたなら面白くないとか当然中身はございますけれども、そういったご提言等頂いたことについては、そのへんは考えてまいりますけれども、やはり費用対効果というのも一方で考えていく必要がございます。今回来年の8月31日まで今のシステムを使うということなんですけど、来年の8月31日で丸7年になります。

この7年間の間にやはりホームページのシステムの技術的なものっていうのも格段に上がってきている部分もありますんで、そういったところをこれまで色々な業者さんからご提案等をいただいで当然費用等もいただいておりますので、見積も高いものから安いものまで様々ございましたのでその中で一定これぐらいは必要じゃないかということで今回債務負担行為の補正という形で金額を上げさせていただいております。

で、この範囲の中で出来るものにつきましてはやっていきたいと思っておりますし、お金をかけれ

ばいくらでも素晴らしいものは出来ると思うのですけれどもその辺の塩梅といいましょうか、そういったところは当然考えていかなければいけないとは思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 随分以前、まず出来た時はとりあえず作ったような内容やったけれども現在の形になったときには、良くなったなと非常に思ったんですよ。そういう声も聞きましたけれども、やっぱりだんだん時間とともにもう少し改良というところで聞きました。

それでは、同表の2行目、起債管理システム関係費についての説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 続きまして、二行目の起債管理システム関係費についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、現在財政係で使用している起債管理のためのシステムが本年度末で契約切れとなりますことから、新たに契約をするものでございます。

こちらにつきましても本年度中に業者を決定し、4月1日からの運用に備えるよう予定しております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に同表、下から2行目、3行目の小学校用務員業務委託料、及び中学校用務員業務委託料について、あわせて説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 5行目小学校用務員業務委託料、6行目中学校用務員業務委託料につきましては関連がありますので、あわせて説明させていただきます。

小学校及び中学校用務員業務委託料につきましては、平成27年度で債務負担の期間が終了するため新たに平成28年度から平成30年度まで複数年契約することにより、安価かつ安定した用務員業務を行うことが可能になります。なお、委託料の限度額につきましては、小学校用務員業務委託料として4,432万5,000円、中学校用務員業務委託料といたしまして2,216万4,000円です。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第74号の当委員会所管分については、原案のとおり可決するものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時18分〉

~~~~~○~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時19分

~~~~~○~~~~~


太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成28年2月19日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹